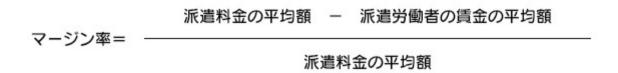
【マージン率について】

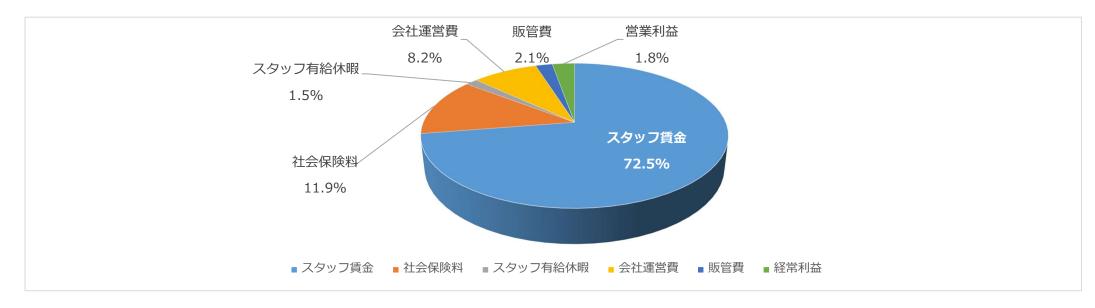
プロフェッショナル・ブレインバンクでは、法令上およびご就業いただいている派遣スタッフの皆さまへの透明性を高めるため、派遣先よりいただく派遣料金と派遣スタッフの皆さまにお支 払いする給与の差(マージン)について、情報公開をしております。

【マージン率とは】 派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額の割合を示したもので、以下の計算式で算出されます。



派遣会社の事業運営に必要な経費は、派遣労働者の賃金の他に以下のようなものがあります。

- ●派遣労働者の社会保険料派遣労働者の社会保険料:保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。
- ●派遣労働者の有給休暇費用:派遣労働者が有休を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。
- ●その他会社運営費:広告宣伝費、教育費、福利厚生費、社員の人件費、システム維持・改善費、オフィスの家賃など、事業運営に必要な経費があります。



【労働者派遣法第23条5項に基づく情報公開】

平成 29 年度労働者派遣事業報告書に基づく

プロフェッショナル・ブレインバンクでは、労働者派遣法第23条5項に基づく情報公開として、下記の情報を公開しております。

①派遣労働者の数: 67名

②派遣先の数:32事業所

②派遣料金の平均額:19,050円

②派遣労働者の平均賃金額:14,764円

②マージン率 (③-④) ÷③:22.4%

営業利益:1.8%

諸経費(販売管理費、教育訓練費、福利厚生費): 7.2%

有給休暇会社負担引当分:1.5%

社会保険料(事業主負担):11.9%

②教育訓練に関する事項:個人情報取り扱い、ビジネスマナー、PC 研修(e ラーニング等)

⑦その他の事項:福利厚生施設の利用可